

# 日本選挙学会査読委員会規程

## (査読委員会)

第一条 日本選挙学会は、機関誌『選挙研究』への投稿論文を審査するために査読委員会を置く。

## (構成)

第二条 査読委員会は、委員長、副委員長、及び前記両職を除くほか原則として四名以内の委員によって構成される。

- 2 査読委員長は、会員の中より理事長が候補者を推薦し、理事会の承認を得た者をもってこれに充てる。ただし原則として、前年度の査読副委員長を委員長に推薦する。委員長の氏名は公表するものとする。
- 3 査読副委員長は、理事長が会員の中から選任し、理事会に報告した者をもってこれに充てる。副委員長の氏名は公表しないものとする。
- 4 査読委員は査読委員長が会員の中から選任し、理事会に報告した者をもってこれに充てる。委員の氏名は公表しないものとする。
- 5 査読委員長、査読副委員長及び査読委員は、当該職務の任期中、編集委員を兼任することが出来ない。

## (任期)

第三条 査読委員長の任期は一年とする。委員長は任期終了後、直ちに査読副委員長または査読委員の任に就くことはできない。

- 2 査読副委員長の任期は一年とする。
- 3 査読委員会の構成員の任期は二年以内とする。査読委員長・査読副委員長・査読委員の重任は認めないが、再任は妨げない。

## (職務)

第四条 査読委員長は、査読委員会を開催し、投稿論文の審査に係る職務を執行する。

- 2 査読委員長は、編集委員会の要請がある場合、編集委員会に出席しなければならない。
- 3 査読副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは委員長の職務を代行する。
- 4 査読委員は、査読委員会を構成し、委員長の指示する職務を執行する。

## (レフリー)

第五条 査読委員会は、レフリー（査読者）を選び、査読を依頼する。レフリーの氏名は公表しないものとする。

（審査）

第六条 査読委員会は原則として年四回（三ヶ月に一度）開催する。開催月は公表する。

2 査読基準は別に定める。

3 査読委員会は、レフリーからの査読報告を受け、掲載の可否と修正要求について審査し、決定する。

4 査読委員会は、審査結果を投稿者と編集委員会に通知する。

5 査読委員会は、原則として、投稿論文の到着後二年以内に掲載の可否を決定しなければならない。

6 同一論文の査読は二回までとする。

7 査読委員会は、当初査読の結果を通知してから再投稿するまでの期限を定めることができる。

8 投稿された原稿は、原則として、返却されない。

（改廃）

第七条 本規程の改廃は、理事会によってこれを行う。

付記 本規程は、平成二〇年五月一八日より施行される。

改定（平成二三年三月五日理事会決定）